



# うちなー健康経営宣言

第 1124 号

令和 4 年 11 月 4 日 登録  
令和 年 月 日 更新

## 代表者メッセージ

毎日、血圧、体温の測定、アルコールチェックをしてから作業を始める  
また、治療と仕事の両立の面から、休業期間を設けて、社会保険を併用しながら治療し仕事の両立を計り、常に従業員の健康管理に気を配る事が大事

## 取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 適正飲酒対策に取り組む。
7. 血圧管理に取り組む。
8. 感染症予防に取り組む。
9. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
10. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。